

令和2年度 第15回庁議要旨

日時：令和2年11月10日（火）

午前9時～同45分

会場：防災センター

[審議事項]

1 （仮称）石巻市震災遺構大川小学校の設置について（復興政策部）

東日本大震災の津波により児童・教職員が犠牲となった大川小学校については、「石巻市震災伝承検討委員会」及び「石巻市震災遺構調整会議」での検討を経て、平成28年3月に震災遺構として保存する方針を表明した。

その後、有識者、地域住民、NPO、行政によって構成される「震災遺構検討会議」を設置し、幅広い意見を聴取して、平成29年6月に「石巻市震災遺構整備方針」を策定し、整備事業を進めてきた。

（仮称）石巻市震災遺構大川小学校を設置することで、東日本大震災による犠牲者の慰霊・追悼の場とし、また、震災をめぐる事象と教訓を後世に伝え継ぐため。

(1) 主な内容

① 施設名称及び所在地

（仮称）石巻市震災遺構大川小学校 石巻市釜谷字葦島94番地

② 施設概要

ア 敷地面積 33,627㎡

イ 施設内容

（ア） 遺 構 校舎、プール、屋内運動場、屋外ステージ（全て立入禁止）

（イ） 広 場 等 慰霊碑、献花台を設置

（ウ） （仮称）メモリアル館

構造等 木造平家建、延床面積299.70㎡（展示室、多目的スペース、ホール、事務室、トイレ、倉庫）

（エ） 駐 車 場 55台（うち大型バス5台）

③ 開館時間等

ア 遺 構 通年公開

イ 広 場 等 ・利用時間 午前9時から午後5時まで

・通年利用可能

ウ （仮称）メモリアル館

・開館時間 午前9時から午後5時まで（最終入館時間午後4時30分）

・休 館 日 水曜日（ただし、水曜日が祝日の場合は開館し、翌日を休館とする。また、12月29日から翌年1月3日までを休館とする。

毎月11日、6月12日（みやぎ県民防災の日）、9月1日（防災の日）、

11月5日（世界津波の日）は開館する。）

エ 駐 車 場 広場等に準ずる

- ④ 入 場 料 無 料
- ⑤ 運 営 方 式 直 営（将来的に指定管理者制度へ移行することを予定している。）

(2) 今後の予定

令和2年12月 市議会第4回定例会に（仮称）石巻市震災遺構大川小学校条例の制定について
提案（施行予定年月日：令和3年4月11日）

令和3年 3月 整備工事完了予定
4月 供用開始予定

2 石巻市行政委員の身分の移行について（復興政策部）

特別職非常勤職員、臨時的任用職員の任用要件を厳格化するとともに、会計年度任用職員制度への必要な移行を進めることにより、臨時・非常勤職員全体として任用根拠の適正化を図るため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行された。

本市の行政委員の身分は、これまで特別職非常勤職員として任命をしていたが、法の改正に伴い、その身分での継続が困難となったもの。

本市の行政委員の身分を、行政委員の改選期である令和3年4月より特別職非常勤職員から私人へ移行することで、現行に近い体制での活動を維持する。

(1) 主な内容

石巻市行政委員の身分等を次のとおり見直しを行うもの。

【主な変更点】

	移行後	移行前（現行）
名称	行政委員	行政委員
身分	私人	特別職非常勤職員
業務内容	行政委員事務取扱要綱に規定する業務	行政委員事務取扱要綱に規定する業務
報酬等	謝礼（金額は変更なし）	報酬
災害補償	民間保険に加入（市の予算による加入）	非常勤職員としての公務災害補償

※石巻市行政委員数 395名（令和2年11月1日現在）

(参考)

石巻市行政委員事務取扱要綱に規定する業務

- ・区域内の世帯数及び人口の調査（第3条）
- ・世帯台帳の整備（第4条）
- ・住民の実態と台帳を照合し、未届者への届出指導（第5条）
- ・市行政の公文書等の配布伝達（第7条）
- ・特に市長の要請がある場合は協力（第8条）

(2) 今後の予定

令和2年12月 市議会第4回定例会に、石巻市行政委員設置条例の廃止について提案
（施行予定年月日：令和3年4月1日）

令和3年 3月 石巻市行政委員設置規則等の制定（施行予定年月日：令和3年4月1日）
4月～ 業務内容の整理、統一に向けた協議

3 石巻南浜津波復興祈念公園の指定管理者の指定について（復興事業部）

石巻南浜津波復興祈念公園は国・県・市が連携し、東日本大震災における犠牲者への追悼と鎮魂や、日本の再生に向けた復興への強い意志を国内外に向けて明確に示すこと等を目的とした復興の象徴となる復興祈念公園であり、令和3年3月の開園に向けて整備を進めている。

本施設の管理運営について効果的かつ効率的に運営するため、指定管理者を指定するもの。

(1) 主な内容

石巻南浜津波復興祈念公園の指定管理者の指定

① 施設概要等

ア 所在地：石巻市南浜町一丁目ほか 地内

イ 施設概要

公園面積：16.6ha（全体38.8ha）

多目的広場：32,122㎡

松原：5,607㎡

池・湿地：10,607㎡

四阿：1基

遊具：一式

休憩・待合スペース：2棟（鉄骨造平屋建て 延べ床面積144.00㎡）

作業棟A・公衆トイレ：1棟（木造平屋建て 延べ床面積182.18㎡）

作業棟B・公衆トイレ：1棟（木造平屋建て 延べ床面積178.87㎡）

公衆トイレ：1棟（木造平屋建て 延べ床面積 34.78㎡）

開園時間：4月～9月：午前9時～午後6時

10月～3月：午前9時～午後5時

休園日：なし（参考：公園内の県伝承施設は毎週月曜休館日※ただし11日は開館）

② 指定管理者候補者及び選定方法

選定候補者 石巻南浜津波復興祈念公園マネジメント共同事業体

代表 一般財団法人公園財団 理事長 蓑茂 壽太郎

（東京都文京区関口一丁目47番12号 江戸川橋ビル2階）

選定方法 宮城県土木部指定管理者選定委員会及び石巻南浜津波復興祈念公園指定管理者選定委員会において、事業計画、収支計画、申請者の能力等を総合的に評価し、最も優れた申請者を指定管理者の優先交渉権者として選定した。

指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

(2) 今後の予定

令和2年12月 市議会第4回定例会に指定管理者の指定及び指定管理料の債務負担行為の一般会計補正予算について提案

指定管理者候補者へ指定通知

令和3年 3月 石巻南浜津波復興祈念公園の工事完了及び開園

指定管理に係る基本協定の締結

4月 指定管理に係る年度協定の締結

4 石巻地域産品販路開拓（期間限定アンテナショップ開設）事業の実施について（産業部）

新型コロナウイルス感染症影響の長期化により、市特産品等の販売に対しても、店舗顧客数の減少、売上・受注の減少や、イベント・展示会等の延期・中止など、少なからず影響が生じている。

一方で、感染症防止対策とともに経済活動を両立させていく必要があることから、今後の事業者支援については、これまでの給付金・助成金などの受動的支援だけでなく、事業者自らが積極的に顧客を求めて行動する取り組みも必要となってきた。

集客力のある都心をターゲットに、期間限定のアンテナショップを開設し、本市の地域産品のPRのほか、事業者自らが積極的に販路開拓できる環境を整備するとともに、商品のブラッシュアップと市場マーケティング分析を行うことで、本市の地域資源の価値を明らかにし、今後の新型コロナウイルスに負けない事業戦略に役立てる。

(1) 主な内容

- ① 概要 期間限定のアンテナショップを開設し、石巻の特産品、工芸品を販売する。併せて地域のPRを行うほか、本市を代表する商品の発掘及び商品のブラッシュアップ事業並びに市場マーケティング調査を実施する。
- ② 開催期間 令和3年1月中旬から令和3年3月中旬（2か月間）
- ③ 場所 JAPAN RAIL CAFE TOKYO イベントゾーン
東京都千代田区丸の内1-9-1 JR東京駅八重洲中央口外 GRAN TOKYO NORTH TOWER 1F
- ④ 店舗面積 約140㎡
- ⑤ 営業時間 午前10時から午後6時まで
- ⑥ 委託予定先 (株)ジェイアール東日本企画

(2) 今後の予定

【補正予算等について】

関係補正予算案について、次回開催される市議会に提案する。

補正予算成立後、委託契約を締結する。

【事業の実施について】

令和3年 1月 アンテナショップオープン

[報告事項]

1 令和2年人事院勧告に伴う給与改定について（総務部）

令和2年10月7日、人事院は、国会及び内閣に対し、ボーナスについて、民間事業所の支給割合を0.04月分上回っていたことから、支給割合を0.05月分引き下げ、これを民間の支給割合等を踏まえて、期末手当の支給月数に反映する旨の勧告をした。

なお、月例給については、同年10月28日、民間給与との較差（▲0.04%）が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であるため、改定を行わない旨勧告されている。

本市職員の給与について、地方公務員法の給与決定原則に基づき、国家公務員の給与に準拠することとし、所要の改定を行うもの。

(1) 主な内容

令和2年人事院勧告に準じて、民間のボーナスの支給割合に見合うよう、次のとおり期末手当の支給割合を引き下げることとし、石巻市職員の給与に関する条例等の一部を改正する。

また、月例給については、人事院勧告に準じて改定しない。

① 期末手当の支給割合の改定（公布の日から施行）

ア 一般職（任期付職員を含む。）

支給割合	6月		12月		計		
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	計
現行	1.3	0.95	1.3	0.95	2.6	1.9	4.5
改正後	1.3	0.95	1.25	0.95	2.55	1.9	4.45
R3.4以降	1.275	0.95	1.275	0.95	2.55	1.9	4.45

イ 特別職（市長、副市長及び教育長）・特定任期付職員

支給割合	6月		12月		計		
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	計
現行	1.7	-	1.7	-	3.4	-	3.4
改正後	1.7	-	1.65	-	3.35	-	3.35
R3.4以降	1.675	-	1.675	-	3.35	-	3.35

ウ 会計年度任用職員

支給割合	6月		12月		計		
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	計
現行	1.3	-	1.3	-	2.6	-	2.6
改正後	1.3	-	1.25	-	2.55	-	2.55
R3.4以降	1.275	-	1.275	-	2.55	-	2.55

【経過措置】

令和2年度及び令和3年度においては、本市では経過措置として以下の支給割合を適用しており、この支給割合は改定しない。

支給割合	6月		12月		計		
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	計
R2年度	0.65	-	0.65	-	1.3	-	1.3
R3年度	0.975	-	0.975	-	1.95	-	1.95

※ 再任用職員については、据置きとする。

② 改正が必要となる条例

ア 石巻市職員の給与に関する条例

イ 石巻市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例

ウ 石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

エ 石巻市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例

オ 石巻市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例

③ 参考（改定による影響額）

《R2.12月期末・勤勉手当総支給額(モデルケース)》 (単位：円)

区 分	改定前	改定後	改定差額
行政職 (45歳・大卒)	910,470	889,889	▲20,581

(2) 今後の予定

次回開催される市議会に、石巻市職員の給与に関する条例等の一部改正及び令和2年度一般会計及び各種特別会計補正予算案を提案

2 国民健康保険税の軽減判定所得の見直しについて（健康部）

平成30年度税制改正における個人所得課税の見直しにより、令和3年度以降に課税する地方税において、給与及び公的年金に係る所得控除の引き下げが実施されることに伴い、「地方税法施行令の一部を改正する政令」が公布され、国民健康保険税の低所得世帯に係る軽減判定所得が見直された。

関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正公平な課税措置を図るもの。

(1) 主な内容

令和3年度課税分から低所得者に係る保険税軽減所得の見直しを行う。

【概要】

個人所得課税における給与所得控除や公的年金控除から基礎控除への10万円の振替等により、国民健康保険税の負担水準に与える影響を鑑み、軽減判定における基礎控除額の引き上げと世帯内の給与所得者等の数に応じた金額を基礎控除額に加算するもの。

国民健康保険税の軽減判定所得基準の見直し

軽減割合	改 正	現 行
7割軽減	基礎控除額(43万円) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下	基礎控除額(33万円)以下
5割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) +28.5万円×被保険者数	33万円+28.5万円×被保険者数
2割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) +52万円×被保険者数	33万円+52万円×被保険者数

※1 軽減は、応益分（均等割額、平等割額）の軽減割合

※2 被保険者数及び給与所得者等の数には、特定同一世帯所属者（同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者）を含む。

※3 給与所得者等とは、一定額（55万円）を超える給与収入を有する者又は一定額（65歳未満は60万円、65歳以上は110万円）を超える公的年金等の支給を受ける者で給与所得を有しない者を言う。

(2) 今後の予定

令和2年12月 市議会第4回定例会に石巻市国民健康保険税条例の一部改正について提案
(条例は令和3年1月1日施行、令和3年度以降の年度分の国民健康保険税から適用)

【その他】
特に無し

以上